

令和7年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会 次第

日時：令和7年(2025年)5月20日(火)

午後3時から

場所：小田原市役所3階 議会全員協議会室

1 協議事項

- (1) 令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告について
- (2) 令和7年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業(案)及び予算(案)について
- (3) 小田原市地域公共交通計画の評価について
- (4) 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

2 報告事項

- (1) 自動運転に関する取組について

3 その他

卓上配付資料

- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1-1】令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 事業報告
- ・【資料1-2】令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 決算報告
- ・【資料2-1】令和7年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 事業計画(案)
- ・【資料2-2】令和7年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 予算(案)
- ・【資料3】 小田原市地域公共交通計画の令和6年度評価について
- ・【資料4-1】国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について
- ・【資料4-2】地域間幹線系統補助認定申請に関する提出書類一式
- ・【資料4-3】地域内フィーダー系統補助認定申請に関する提出書類一式
- ・【資料5】 自動運転に関する取組について
- ・小田原市地域公共交通計画

令和7年度 第1回 小田原市生活交通ネットワーク協議会 出席者名簿

区 分		会 員		出 欠	備 考
		職 名	氏 名		
バス事業者	箱根登山バス株式会社	運輸部付課長	松本 峰雄	出 席	
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	渡邊 淳也	出 席	
	富士急モビリティ株式会社	業務部 部長	畑野 政信	出 席	
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部 課長	橋山 英人	出 席	
タクシー事業者	神奈川県タクシー協会 小田原支部	監事	曾我 良成	出 席	
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	幹事	橘川 直広	出 席	
利用者・ 市民代表等	小田原市自治会総連合	前羽地区自治会連合会長	北村 千波	出 席	
	小田原市自治会総連合	下中地区自治会連合会長	峯尾 興	出 席	
	小田原箱根商工会議所	経営支援二課 課長	小林 大悟	欠 席	監 事
学識経験者	福島大学	教授	吉田 樹	出 席	会 長
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	山本 真之	欠 席	
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	交通対策課長	嶋原 謙二	出 席	
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	吉岡 敦	出 席	
	小田原市	建設部長	飯塚 敬司	代 理 (松本 義摩)	
交通政策所管	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	加納 光博	出 席	
	神奈川県	県土整備局都市部 交通政策課 副課長	廣野 修一	代 理 (中川 航)	監 事
	小田原市	都市部長	佐藤 正和	出 席	副会長

区 分		職 名	氏 名	備 考
事務局	小田原市都市部	副部長(地域交通課長事務取扱)	金子 明弘	事務局長
		地域交通課副課長	倉本 敦行	
		地域交通課主査	泉 遼佑	
		地域交通課主査	曾我 政王	
		地域交通課主任	土谷 海斗	
		地域交通課主事	米山 功一	
		地域交通課主事	葛西 隼太郎	

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会

※任期：2年（令和7年(2025年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日）

令和7年度第1回 小田原市生活交通ネットワーク協議会 座席表

		吉田会長 (学識経験者)		佐藤副会長 (小田原市都市部)	
傍聴席	松本会員 (箱根登山バス)			廣野会員 (代理: 中川主事) (神奈川県交通政策課)	
	渡邊会員 (伊豆箱根バス)			加納会員 (神奈川県運輸支局)	
	畑野会員 (富士急モビリティ)			飯塚会員 (代理: 松本副部長) (小田原市建設部)	
	橋山会員 (神奈川県中央交通)			吉岡会員 (県西土木事務所 小田原土木センター)	
	曾我会員 (神奈川県タクシー協会 小田原支部)			嶋原会員 (国交省関東地方整備局 横浜国道事務所)	
	橘川会員 (神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会)			随行員	
傍聴席	北村会員 (小田原市自治会総連合)				
	峯尾会員 (小田原市自治会総連合)				
		小田原市(事務局)			
		小田原市(事務局)			

令和 6 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 事業報告

1. 会議等

開催日	内 容
令和 6 年 5 月 27 日	第 1 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○協議事項 ・令和 5 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告 ・令和 6 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業計画（案）及び予算（案） ・国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について ○報告事項 ・退出等意向申出路線について ※非公開
令和 6 年 7 月 16 日	第 1 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会 作業部会
	○協議事項 ・作業部会の進め方について ・施策に位置付ける取組について
令和 6 年 10 月 17 日	第 2 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会 作業部会
	○協議事項 ・作業部会での検討のまとめについて ○報告事項 ・各施策の調整状況等について
令和 6 年 11 月 19 日	第 2 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○協議事項 ・小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の一部改正について ○報告事項 ・作業部会における施策の検討状況について ・令和 6 年度の事業進捗について
令和 7 年 2 月 3 日	第 3 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○協議事項 ・退出等意向申出路線に係る方針について ○報告事項 ・移動支援の検討状況について
令和 7 年 3 月 27 日	第 4 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○報告事項 ・県生活交通確保対策地域協議会県西地域分科会における協議結果について ・バス 4 社合同 運転体験会 就職相談・会社説明会の開催について ・バスの乗り方教室・バス de おでかけプロジェクト・バスマップについて ・おだタク・おだチケ実証事業（第 4 弾）の実施について ・日本版ライドシェアの検討状況について

2. 事業等

開催日	内 容
令和6年 12月	バスの乗り方教室
	・山王小学校（実施主体）箱根登山バス㈱（12月3日） ・久野小学校（実施主体）伊豆箱根バス㈱（12月4日） ・曾我小学校（実施主体）富士急モビリティ㈱（12月16日） ※神奈川中央交通㈱による開催は、学校側からの申出により見送り
令和6年 11月1日 ～ 12月31日	バス de おでかけプロジェクト（第10回）
	・バス de おでかけプロジェクト（11月1日～12月31日） （実施主体）バス事業者：箱根登山バス㈱、富士急モビリティ㈱ 商 業 者：ダイナシティ、イトーヨーカドー小田原店 行 政：小田原市 ・バス de おでかけフェア（11月3日） おだわらゼロカーボンフェアとの同時開催
通年	バスマップの作成・配布
	・県西部都市圏バスマップ（15,000部） （実施主体）県西部広域行政協議会都市交通部会（県西地域2市8町）

令和 6 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 決算報告

1. 歳入

(単位：円)

科 目	決算額	摘 要
負担金	200,000	小田原市
繰越金	863,780	前年度からの繰越
合計	1,063,780	

2. 歳出

(単位：円)

科 目	決算額	摘 要
会議費	121,140	NW 協議会開催に係る費用など (報酬、旅費、源泉徴収、振込手数料)
事務費	190,003	その他の打合せ等に係る費用など (報酬、旅費、源泉徴収、振込手数料、 会議室使用料)
事業費	33,085	バス 4 社合同 運転体験会 就職相談・ 会社説明会に係る費用 (印刷製本費、 振込手数料)
合計	344,228	

※歳入と歳出の差額 719,552 円は次年度に繰り越しとする。

監 査 報 告 書

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第 11 条第 1 項の規定により、
令和 6 年度収入支出決算について監査した結果、適正なものと認めます。

令和 7 年(2025 年) 5 月 8 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会 監事

所属： 小田原箱根商工会議所

職名： 経営支援部 経営支援二課 課長

氏名： 小林 大悟



監 査 報 告 書

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第 11 条第 1 項の規定により、
令和 6 年度収入支出決算について監査した結果、適正なものと認めます。

令和 7 年 (2025 年) 5 月 12 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会 監事

所属：神奈川県県土整備局都市部交通政策課

職名：副課長

氏名： 廣 野 脩 一



令和 7 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 事業計画 ~~＝(案)＝~~

1. 会議等

開催日	内 容
令和 7 年 5 月 20 日	第 1 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○協議事項 ・ 令和 6 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告 ・ 令和 7 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業（案）及び予算（案） ・ 小田原市地域公共交通計画の評価について ・ 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について
令和 7 年 8 ～10 月	第 2 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○施策・事業の実施状況について（中間報告）
令和 8 年 1 月	第 3 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○地域公共交通確保維持改善事業費補助金の評価について（令和 7 年度事業分）
令和 8 年 3 月	第 4 回 小田原市生活交通ネットワーク協議会
	○施策・事業の実施状況について
随時調整	小田原市生活交通ネットワーク協議会 作業部会
	○施策・事業の推進や進捗確認について

2. 事業等

開催日	内 容
令和 7 年 5 月 19 日	バス 4 社合同 運転体験会 就職相談・会社説明会
	・ バス（教習車）の運転体験会 ・ バス 4 社の就職相談・会社説明ブースの設置 ・ 路線バスの展示・見学
調整中	バスの乗り方教室
	・ バス路線沿線の小学校を対象に開催
令和 7 年 11～12 月 (予定)	バス de おでかけプロジェクト（第 11 回）
	・ バス de おでかけプロジェクト ・ バス de おでかけフェア
通年	バスマップの作成・配布
	・ 県西部広域行政協議会都市交通部会（県西地域 2 市 8 町）にて内容を検討・調整

令和7年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 予算

1. 歳入

(単位:円)

科 目	予算額	摘 要
補助金	2,682,000	(国) 地域公共交通確保維持改善事業費 補助金 (地域内フィーダー系統補助・ 小田原駅～石名坂)
負担金	200,000	小田原市
	150,000	箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、 富士急モビリティ(株)、神奈川中央交通(株) 「バス4社合同 運転体験会 就職相談・ 会社説明会」に係る事業者負担分
繰越金	719,552	前年度からの繰越
合計	3,751,552	

2. 歳出

(単位:円)

科 目	予算額	摘 要
会議費	250,000	報酬、旅費、需用費 (消耗品費)、 役務費 (振込手数料)
事務費	300,000	報酬、旅費、需用費 (消耗品費)、 役務費 (振込手数料)、会議室使用料
事業費	2,682,000	(国) 地域公共交通確保維持改善事業費 補助金 (地域内フィーダー系統補助・ 小田原駅～石名坂)
	250,000	需用費 (消耗品費、印刷製本費)、 会場使用料、保険料
予備費	269,552	
合計	3,751,552	

※但し、科目間の流用を認める。

令和7年度小田原市生活交通ネットワーク協議会 予算（案）

1. 歳入

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
補助金	2,682,000	（国）地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助・小田原駅～石名坂）
	2,682,000	（県）地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助・小田原駅～石名坂）
負担金	200,000	小田原市
	150,000	箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、富士急モビリティ(株)、神奈川中央交通(株)「バス4社合同 運転体験会 就職相談・会社説明会」に係る事業者負担分
繰越金	719,552	前年度からの繰越
合計	6,433,552	

2. 歳出

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
会議費	250,000	報酬、旅費、需用費（消耗品費）、役務費（振込手数料）
事務費	300,000	報酬、旅費、需用費（消耗品費）、役務費（振込手数料）、会議室使用料
事業費	5,364,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助・小田原駅～石名坂）
	250,000	需用費（消耗品費、印刷製本費）、会場使用料、保険料
予備費	269,552	
合計	6,433,552	

※但し、科目間の流用を認める。

小田原市地域公共交通計画の令和 6 年度評価について

令和 6 年 3 月に策定した小田原市地域公共交通計画については、毎年度、計画に位置付けた目標の達成状況や事業の進捗を評価し、小田原市生活交通ネットワーク協議会において結果を確認・協議のうえ、国に報告することとなっている。

①目標の達成状況

目標 1 公共交通の維持・向上

指標 1-1	鉄道の年間利用者数（市内 17 駅計、新幹線を除く）の増加		
基準値（R1 年度）	中間年度：R10（2028）	最終年度：R15（2033）	
4,500 万人 ※参考：3,460 万人（R3 年度）	4,050 万人（基準値の 9 割）	4,500 万人（基準値の 10 割）	
R6 年度実績	4,030 万人（R5 年度）	R6 年度目標値（参考）	3,628.6 万人 （前年比 84.3 万人増）
【調査方法】神奈川県交通政策関係資料集より算出 【評価・分析】コロナ禍により落ち込んだ利用者数は回復傾向にあり、観光客利用による更なる増加が期待される一方で、人口減少による定期利用者の減少が懸念される。鉄道の利用促進に向けて、引き続き、鉄道事業者が実施する集客イベント等と連携していく。			
指標 1-2	路線バスの年間利用者数（市内路線バス）の増加		
基準値（R1 年度）	中間年度：R10（2028）	最終年度：R15（2033）	
800 万人 ※参考：520 万人（R3 年度）	720 万人（基準値の 9 割）	800 万人（基準値の 10 割）	
R6 年度実績	調査中（R5 年度）	R6 年度目標値（参考）	577.2 万人 （前年比 28.6 万人増）
【調査方法】関東運輸局集計情報より算出 【評価・分析】			
指標 1-3	EVバス・EVタクシー等の導入数の増加		
基準値（R5 年度）	中間年度：R10（2028）	最終年度：R15（2033）	
18 台	27 台（基準値×1.5）	36 台（基準値×2.0）	
R6 年度実績	21 台	R6 年度目標値（参考）	20 台（前年比 1.8 台増）
【調査方法】交通事業者及び関連団体への照会 （EVバス）箱根登山バス(株)：2 台 富士急モビリティ(株)：3 台 （EVタクシー）箱根モビリティサービス(株)：6 台 日本交通横浜(株)小田原支社：10 台 【評価・分析】事業者による導入が進んでいる。			

目標 2 多様な移動ニーズに対応した移動手段の確保

指標 2－1		地域公共交通サービス圏域の拡大	
基準値（R4 年度）		最終年度：R15（2033）	
92.5%		94%	
R6 年度実績	－		
計画最終年度に分析調査を実施予定			
指標 2－2		おでかけに対する将来（10 年後）の不安がない方の増加	
基準値（R4 年度）		最終年度：R15（2033）	
57.2%		69.3%	
R6 年度実績	－		
計画最終年度に市民アンケート調査を実施予定			
指標 2－3		70 代以上の運転免許証の返納者数の増加	
基準値（R1 年）		中間年度：R10（2028）	最終年度：R15（2033）
785 人 ※参考：680 人（R3 年）		785 人（基準値の 10 割）	903 人（R10×1.15）
R6 年度実績	487 人（R5 年）	R6 年度目標値（参考）	785 人（維持）
【調査方法】 神奈川県警察運転免許センターへの照会（※実績管理は年度ではなく年単位）			
【評価・分析】 返納者は減少傾向にあり、引き続き、公共交通の活用の周知について検討が必要である。			

目標 3 公共交通の利便性向上

指標 3－1		鉄道駅のバリアフリー化の推進	
基準値（R5 年度）		最終年度：R15（2033）	
11 駅		12 駅（基準値＋1 駅）	
R6 年度実績	11 駅	R6 年度目標値（参考）	－
【調査方法】未整備駅に係る鉄道事業者との情報交換			
【評価・分析】事業者の整備予定に応じて、国や県と連携して整備費を支援することでバリアフリー化を促進していく。			
指標 3－2		ノンステップバス・UDタクシー等の導入率の増加	
基準値（R5 年度）		中間年度：R10（2028）	最終年度：R15（2033）
ノンステップバス 50.0%		ノンステップバス 65.0%	ノンステップバス 80.0%
UDタクシー等 13.0%		UDタクシー等 19.0%	UDタクシー等 25.0%
R6 年度実績	ノンステップバス 54.6% UDタクシー等 17.9%		
R6 年度目標値（参考）	ノンステップバス 53.0% UDタクシー等 14.2% （前年比 3%増） （前年比 1.2%増）		

【調査方法】 交通事業者及び関連団体への照会

事業者名	バス保有 台数	ノンステップバス			導入率	備考
		車椅子 1	車椅子 2	計		
箱根登山バス(株)	139 台	41 台	20 台	61 台	43.9%	全営業所
伊豆箱根バス(株)	46 台	12 台	16 台	28 台	60.9%	小田原営業所
富士急モビリティ(株)	28 台	17 台	3 台	20 台	71.4%	湘南営業所
神奈川中央交通(株)	113 台	15 台	54 台	69 台	61.0%	秦野営業所
計	326 台	105 台	73 台	178 台	54.6%	

車両台数 (小田原交通圏)	UDタクシー	福祉タクシー	合計	導入率
459 台	71 台	11 台	82 台	17.9%

【評価・分析】 事業者による導入が進んでいる。

②事業・施策の進捗確認

事業 1 既存の公共交通の維持・向上

事業 1-1 鉄道の利便性向上

施策 NO. 1	運行本数及び停車本数の増加等			
実施主体 (●主体的に実施、○主体と連携し実施)	交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議による要望活動 (令和 6 年 11 月 12 日) 御殿場線利活用推進協議会による要望活動 (令和 6 年 12 月 16 日)			
今後の見通し や方向性	事業者により、運転間隔の調整や車両編成の増強等の改善が図られている一方で、観光客利用の更なる増加が見込まれることから、引き続き、運行本数の増加や最終運転時刻の繰り下げ等による利便性の向上を目指す。 大雄山線のダイヤ改正に伴う減便については、毎年の利用者数の推移等を把握するとともに、事業者との意見交換を継続して行っていく。			
施策 NO. 2	交通系 IC カードのまたがり利用の実現			
実施主体 (●主体的に実施、○主体と連携し実施)	交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議による要望活動 (令和 6 年 11 月 12 日) 御殿場線利活用推進協議会による要望活動 (令和 6 年 12 月 16 日)			
今後の見通し や方向性	自動改札機の運賃計算に係る技術的課題の解決や会社間の清算の新たな仕組みの構築が必要なため、今後の検討課題としていると事業者から回答が示されている。 引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議や御殿場線利活用推進協議会を通じて早期実現を要望していく。			

事業１－２ 路線バスの維持・確保

施策 NO. 3		主軸路線の維持			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	利用者が多く、1 時間に 3 本以上運行するなど、利便性の高い路線のサービス水準を維持・確保する。				
今後の見通し や方向性	利便性が高く、一定の利用者数が保たれていることから、引き続き、サービス水準の維持・確保に努める。				
施策 NO. 4		広域路線の維持			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統補助）を活用した路線維持の支援（富士急モビリティ：小田原駅～新松田駅）				
今後の見通し や方向性	事業者単独での維持が困難な路線については、引き続き、国・県・市の運行補助を含めた公民連携による路線維持を検討する。 令和 7 年度より、市からの補助に加え、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助）及び神奈川県生活交通確保維持費補助金を活用した路線維持の支援を実施予定（箱根登山バス：小田原駅～石名坂）。				
施策 NO. 5		一般路線の維持			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	令和 6 年 3 月 29 日に路線退出意向等申出があった路線（箱根登山バス：鴨宮駅～西成田循環（運行回数 2.0 回））について、路線の維持について協議し、夕方の便は減便となったものの、路線が維持された。				
今後の見通し や方向性	路線廃止の相談を受けた路線については、まずは利用実態を把握したうえで路線の維持に向けた協議を行い、事業者単独での維持が困難な路線については、国・県・市の運行補助を含めた公民連携による路線維持を検討する。				

事業１－３ 運転士の確保に向けた対策

施策 NO. 6		運転士募集に関する周知活動			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		交通事業者	●	市	●
R6 年度の実施	第 1 回及び第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議 市ホームページにてバス運転士募集の情報発信を開始（令和 7 年 3 月） バス 4 社合同 運転体験会 就職相談・会社説明会の初開催に向けた調整				
今後の見通し や方向性	令和 7 年 5 月 19 日に開催するバス 4 社合同 運転体験会 就職相談・会社説明会の開催結果を踏まえ、近隣市町との広域連携や運転士の確保に向けた更なる取組を検討する。				

事業 1－4 公共交通の利用促進

施策 NO. 7		バスの乗り方教室			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	箱根登山バス(株)により山王小学校 2 年生を対象に開催（令和 6 年 12 月 3 日） 伊豆箱根バス(株)により久野小学校 2 年生を対象に開催（令和 6 年 12 月 4 日） 富士急モビリティ(株)により曽我小学校 1～3 年生を対象に開催(令和 6 年 12 月 16 日) ※神奈川中央交通(株)による開催は、学校側からの申出により見送り				
今後の見通し や方向性	より多くの児童に体験の機会を設けるため、バス事業者が対応可能な 1 社 1 校の開催を維持しつつ、これまでの開催校以外の路線沿線の小学校に開催意向を確認した上で、バス事業者と調整していく。				
施策 NO. 8		ラッピングバス			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	第 1 回及び第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議				
今後の見通し や方向性	ラッピングにかかる費用の捻出が課題であり、都市セールス等の公共事業における活用事例を研究し、市の関連事業での実施について費用対効果を含め検討する。				
施策 NO. 9		商業施設・交通事業者等と連携した企画			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		市	●	交通事業者	●
R6 年度の実施	バス de おでかけプロジェクト（令和 6 年 11 月 1 日～12 月 31 日（バス無料乗車券の配布は 11 月 30 日まで））の実施 バス de おでかけフェア（令和 6 年 11 月 3 日）の開催				
今後の見通し や方向性	事業者及び事業者との連携体制が確立され、利用者にも企画が定着しつつある。引き続き、おだわらゼロカーボンフェアとの同時開催による集客効果の拡大や内容のブラッシュアップを図りながら公共交通の利用を促進していく。				
施策 NO. 10		バスマップの作成・配布			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		市	●	交通事業者	○
R6 年度の実施	県西部都市圏バスマップを作成・配布（15,000 部）				
今後の見通し や方向性	引き続き、バスマップの配布・周知を通じて利用者の拡大を図るとともに、高齢者や土地勘がない人にも分かりやすいマップの作成について検討する。				

事業１－５ 脱炭素社会を見据えた移動手段導入の推進

施策 NO. 11	ＥＶバス・ＥＶタクシー等の導入			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	箱根登山バス(株)にて 2 台導入 富士急モビリティ(株)にて 2 台導入			
今後の見通し や方向性	各事業者の導入状況を把握・情報共有する。			

事業２ 多様な移動支援による交通サービスの実施

事業２－１ 公共交通不便地域での移動支援

施策 NO. 12		公共交通不便地域での移動支援						
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）		市	●	地域住民	●	民間企業	●	
R6 年度の取組	おだタク・おだチケ実証事業（第2弾）の実施（令和6年4月～10月）							
			おだタク		おだチケ			
			下曽我・国府津、前羽、片浦		曽我、下曽我、国府津、前羽、橘北、片浦、豊川（一部）、上府中（一部）			
	おだタク・おだチケ実証事業（第3弾）の実施（令和6年11月～3月）							
			おだタク		おだチケ			
			片浦		曽我、下曽我、国府津、前羽、橘北、片浦、豊川、上府中、桜井			
今後の見通し や方向性		地域のニーズと実情に応じた移動支援策を選定するため、令和8年度の新たな実証実験の開始を目指し、関係機関との調整を進めていく。						

事業２－２ 共生社会実現のための要配慮者支援

施策 NO. 13	高齢者・障がい者のタクシー等の利用助成			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	市	●	交通事業者	○
R6 年度の実施	在宅高齢者等福祉タクシー利用助成の実施 在宅重度障がい者等福祉タクシー利用助成の実施			
今後の見通し や方向性	引き続き、移動が困難な方への移動支援を行う。			
施策 NO. 14	福祉有償運送			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	事業者	●	市	○
R6 年度の実施	市内 6 団体、市外 1 団体によりサービス実施			
今後の見通し や方向性	引き続き、通院や施設への通所等の移動に係るサービスを実施する。			

事業3 乗換環境等の改善及び情報案内の充実

事業3-1 交通結節点等の環境改善

施策 NO. 15	鉄道とバスのダイヤ接続改善			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	鉄道のダイヤ改正を踏まえたバスのダイヤ改正を実施			
今後の見通し や方向性	引き続き、事業者間で連携し、ダイヤ接続の改善を図る。			
施策 NO. 16	駅前広場のレイアウト見直し等（安全対策）			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	市	●	交通事業者	○
R6 年度の実施	第1回及び第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議 交通事業者等へのヒアリングを実施			
今後の見通し や方向性	より安全で利便性の高い小田原駅西口広場の整備に向けて、現況調査や事業者へのヒアリングを踏まえた検討を進める。			
施策 NO. 17	待合環境の改善			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	第1回及び第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議			
今後の見通し や方向性	改善が望まれる箇所について把握・情報共有するとともに、改善策について研究・検討する。			
施策 NO. 18	路線バスの走行環境の改善（渋滞解消や危険箇所の安全対策）			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	市	●	交通事業者等	●
R6 年度の実施	第1回及び第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議			
今後の見通し や方向性	渋滞・危険箇所を把握・情報共有するとともに、安全対策等について、道路管理者を含め検討する。			

事業3-2 バリアフリー化の推進

施策 NO. 19	鉄道駅舎のバリアフリー化			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議による要望活動（令和6年11月12日） 御殿場線利活用推進協議会による要望活動（令和6年12月16日）			
今後の見通し や方向性	事業者の整備予定に応じて、国や県と連携して整備費を支援することでバリアフリー化を促進していく。			

施策 NO. 20	ノンステップバス・UDタクシー等の導入促進			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	事業者	●	市	○
R6 年度の実施	各事業者の導入状況を把握			
今後の見通し や方向性	各事業者の導入状況を把握・情報共有する。			

事業 3-3 案内の改善・充実

施策 NO. 21	路線情報、運行情報等の提供の充実			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	●
R6 年度の実施	第 1 回及び第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議			
今後の見通し や方向性	国内外からの観光客が多数訪れる小田原駅の現状を踏まえ、誰もが分かりやすい情報案内の実現に向けて検討する。			
施策 NO. 22	M a a S の活用			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	●
R6 年度の実施	E M o t アプリのダウンロード件数 194,000 件			
今後の見通し や方向性	デジタル技術を活用した利便性の向上やサービスの周知を推進する。			
施策 NO. 23	バス停の案内・サインの改善・統一化			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	○
R6 年度の実施	第 1 回及び第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議			
今後の見通し や方向性	統一が可能なバス停について把握・情報共有するとともに、改善策について研究・検討する。			
施策 NO. 24	特定の路線、方面の名称変更、工夫等			
実施主体（●主体的に実施、○主体と連携し実施）	交通事業者	●	市	●
R6 年度の実施	第 1 回及び第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会にて協議			
今後の見通し や方向性	バスマップにおける特定路線の名称変更など、利便性の向上や利用者の増加に資する取組について研究・検討する。			

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

1 R 8 事業年度分の補助申請

(1) 地域間幹線系統確保維持費補助金（補助率 1 / 2）

資料 4 - 2

○対象路線：富士急モビリティ（小田原駅～新松田駅）

○主な補助要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれるものであること
- ・経常赤字であること

(2) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金（補助率 1 / 2）

資料 4 - 3

○対象路線：箱根登山バス（小田原駅～石名坂）

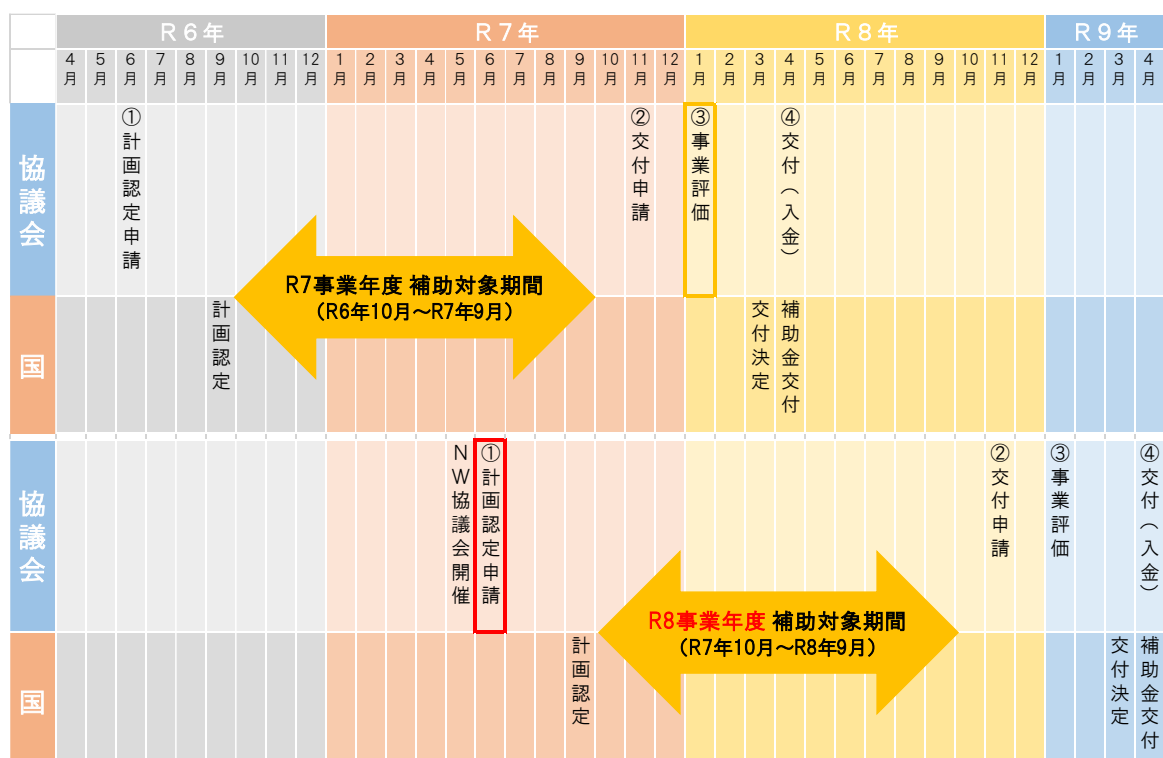
○主な補助要件

- ・補助対象地域間幹線系統に接続するものであること
- ・既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するものであること
- ・経常赤字であること

国補助	バス事業者	路線	①計画認定申請	②交付申請	③事業評価	④交付
(1)地域間幹線系統	富士急モビリティ	小田原駅～新松田駅 西大友經由・ 下曽我駅經由の2路線	市協議会	バス事業者	市協議会	バス事業者
(2)地域内フィーダー系統	箱根登山バス	小田原駅～石名坂	市協議会	市協議会	市協議会	市協議会

※地域間幹線系統の交付申請者及び交付先は、制度上、法定協議会又はバス事業者となっているが、国は、バス事業者とする予定とのこと

2 補助申請に関するスケジュール



地域間幹線系統補助認定申請に関する提出書類一覧

- ① 地域公共交通計画認定申請書(様式1-1)
- ② 地域公共交通計画別紙
- ③ 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
表1 添付資料 路線図
- ④ 表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ⑤ 表6 車両の取得計画の概要
- ⑥ 表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)
- ⑦ 地域公共交通計画(別紙)(案)における生産性向上の取組
- ⑧ 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(様式1-5)
- ⑨ 事業概況報告書 ※企業の経営状況に関する詳細が記載されているため未配付

様式第 1-1 (日本産業規格 A 列 4 番)

小生協 第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	小田原市生活交通ネットワーク協議会
住 所	小田原市荻窪 300 番地
代 表 者 氏 名	会 長 吉 田 樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年 月 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本路線については、小田原市地域公共交通計画において、地域公共交通ネットワークを構成する広域路線に位置付けています。代替となる交通手段がなく、地域の重要な移動手段となっている広域路線については、国や県、市からの運行補助も含め、公民連携での路線維持を検討することとしています。

このため、本路線については、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）の活用により、持続可能な運行を目指します。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

各系統の年間輸送人員及び収支率について、以下のとおり目標を設定する。

事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
富士急モビリティ 株式会社	新松田小田原線【第一生命・西大友経由】 (新松田駅～第一生命・西大友～小田原駅)	82,000人	85.18%
	新松田小田原線【下曽我経由】 (新松田駅～下曽我～小田原駅)	61,000人	63.00%

目標値の設定方法

- (1) 目標年間輸送人員 運行回数1回当たりの利用者を現状より一人増やす
(2) 目標収支率 収支率を現状より1%改善する

(小田原市地域公共交通計画 P89 参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。

また、定量的な事業目標を導入することにより、収支改善を図るとともに、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施（事業者）
- ・県西部都市圏バスマップの作成・配布（小田原市ほか県西地域1市8町）
- ・バスの乗り方教室の実施（事業者・小田原市）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（事業者）
- ・地球環境や利用者にやさしいEVバス導入による利用促進（事業者）

(小田原市地域公共交通計画 P90, 92, 110 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 ・乗降調査
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし。
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
これまでの取組によって、利用促進につながっている路線もあることから、引き続き実施していくほか、運行の継続や改善に向けた取組を検討するため、令和 8 年度計画についても、関係市町村と事業者と連携し、地域に利用促進に向けた啓発等や路線のダイヤ改正、運行区間の見直し等を行っていく。 系統別についての取組内容と目標については、別紙参照。(別紙 5・6)
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
「新松田小田原線【第一生命・西大友経由】」、「新松田小田原線【下曽我経由】」の確保維持を目的とする。 当該地域間幹線系統の確保維持のため、老朽化した車両の更新を支援する必要がある。併せて、どなたでも利用しやすい環境を整えるため、使用する車両の低床化を進める必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
(1) 事業の目標			
老朽化した車両を更新し地域間幹線を確保維持する他、どなたでも利用しやすい環境を整え、バリアフリー化を図るとともに、次のとおり目標を設定する。			
事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
富士急モビリティ 株式会社	新松田小田原線【第一生命・西大友経由】 (新松田駅～第一生命・西大友～小田原駅)	82,000人	85.18%
	新松田小田原線【下曽我経由】 (新松田駅～下曽我～小田原駅)	61,000人	63.00%
(2) 事業の効果			
地域間幹線系統が確保維持されるほか、車両を低床化し、どなたでも利用しやすい環境をつくることにより、利用者数の維持又は増加が期待できる。			
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を添付。			
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
該当なし。			
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
該当なし。			
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
(1) 事業の目標			
該当なし。			
(2) 事業の効果			
該当なし。			

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年 月 日 当協議会で承認
19. 利用者等の意見の反映状況
小田原市地域公共交通計画の策定に当たり、令和5年12月15日から令和6年1月15日にかけて意見公募を行った結果、8人から43件の意見をいただきました。そのうち、補助路線に関わる意見は、1件（意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの）ありました。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）小田原市荻窪 300 番地

（所 属）小田原市都市部地域交通課

（氏 名）曾我・泉

（電 話）0465-33-1267

（e-mail）ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

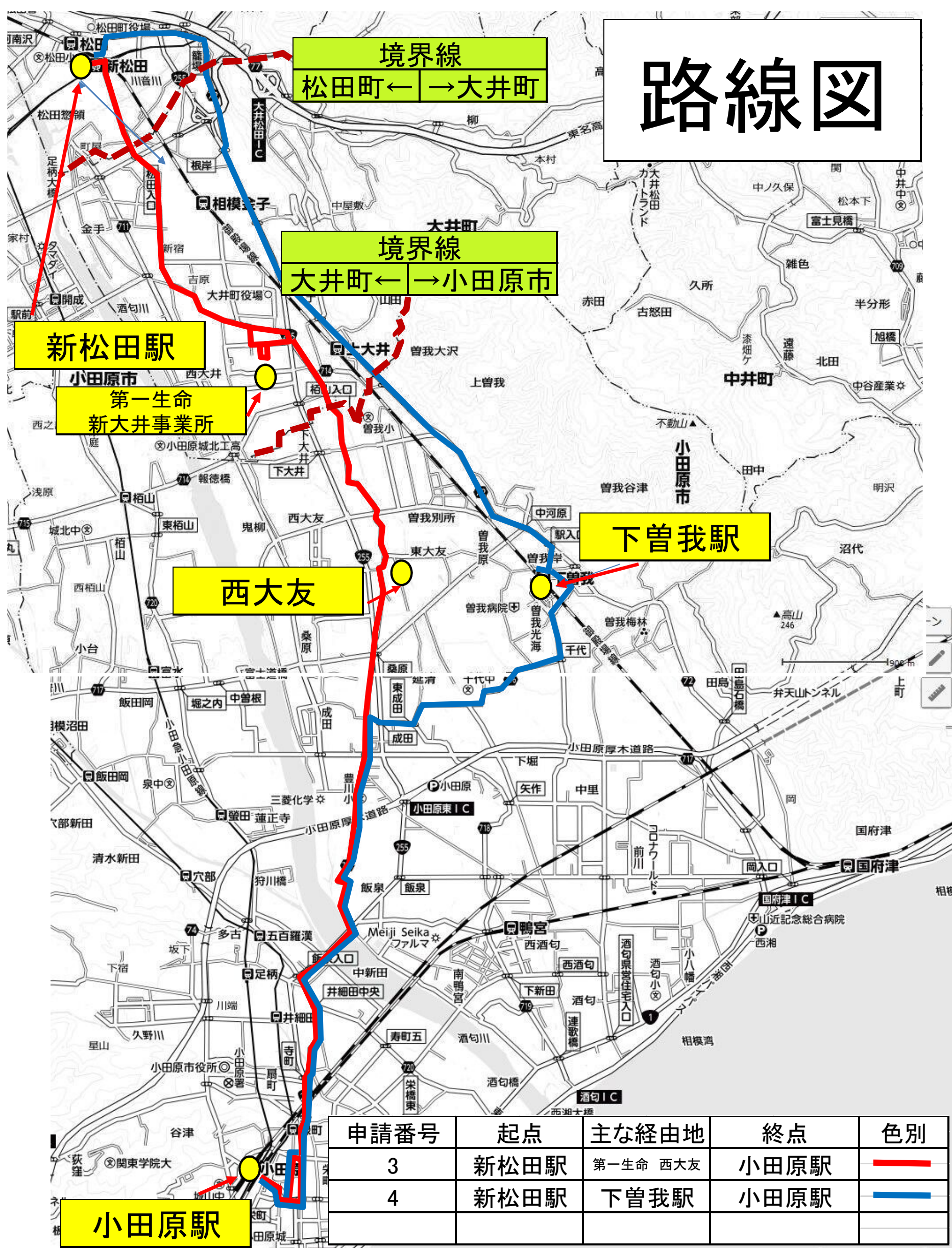
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 令和8年度
「令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
神奈川県	富士急モビリティ(株)	(3) 新松田駅～小田原駅 (第一生命・西大友経由)	5,320.0	
	富士急モビリティ(株)	(4) 新松田駅～小田原駅 (下曽我駅経由)	4,759.0	
合 計			10,079.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

路線図



申請番号	起点	主な経由地	終点	色別
3	新松田駅	第一生命 西大友	小田原駅	—
4	新松田駅	下曾我駅	小田原駅	—

表2 地域公共交通確保持続事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	富士急モビリティ株式会社(令和8年度)	令和	8	年度
------	---------------------	----	---	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	506,047 千円	営業外収益	2,524 千円	経常収益(イ)	508,571 千円
	営業費用	798,289 千円	営業外費用	986 千円	経常費用(ロ)	799,275 千円
	営業損益	△ 292,242 千円	営業外損益	1,538 千円	経常損益	△ 290,704 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	733,836.5 km				経常収支率	63.63 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	281,695 千円	営業外収益	9,281 千円	経常収益(イ')	290,976 千円	
	営業費用	416,594 千円	営業外費用	5 千円	経常費用(ロ')	416,599 千円	
	営業損益	△ 134,899 千円	営業外損益	9,276 千円	経常損益	△ 125,623 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	907,924.0	km				経常収支率	69.85 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	374,690 千円	営業外収益	1,424 千円	経常収益(イ)	376,114 千円
	営業費用	376,972 千円	営業外費用	719 千円	経常費用(ロ)	377,691 千円
	営業損益	△ 2,282 千円	営業外損益	705 千円	経常損益	△ 1,577 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ)	894,792.0	km	経常収支率			99.58 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
山梨・静岡	422 円 9 銭	458 円 84 銭	1089 円 17 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
山梨・静岡	656 円 70 銭	437 円 64 銭	437 円 64 銭	219 円 6 銭	693 円 3 銭
	円 銭	円 銭	0 円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
山梨・静岡	令和5年7月1日	基準期間の 前 年度	2 / 3	13.20%
		基準期間の 年度	/ 3	
		基準期間の 年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区域 におけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率
				起点	主な 経由地	終点															
						①＝カ ッコ 内	②	①×② ＝③	チ	オ	オ÷チ＝ク		リ	ヌ		ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ			
山梨・ 静岡	3		小田原線	新松田駅	第一生命 西大友	小田原駅	365 日	2792.5 (7.6)	回	5.3	40.2 人	往13.0km 復12.7km	12.8km								100.000%
	4		下管駅 經由小 田原線	新松田駅	下管駅	小田原駅	365 日	2062.5 (5.6)	回	4.1	22.9 人	往16.5km 復16.0km	16.2km								100.000%
							日	回			0.0 人										
							(0.0)														
合計			系統									往29.5km 復28.7km	29.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ラ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用の 見込額 ヘ×フ以下の額:カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:コ	
							補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間		補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=f				
									基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増加分 フ×コ÷(リ+ヌ)×フ=g	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ"	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=d			経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'		
山梨・ 岡 静	3	0	100.000%	72,515.9 km	31,735,858円	290円.91銭	27円.78銭	27円.78銭	290円.91銭	318円.69銭	22,604,735円	72,153.3km	313円.28銭	20,545,896円	71,976.8km	285円.45銭	25,749,480円	72,053.7 km	357円.36銭	21,095,600 円
	4	0	100.000%	67,662.0 km	29,611,597円	218円.00銭	19円.52銭	19円.52銭	218円.00銭	237円.52銭	15,880,082円	67,254.5km	236円.11銭	15,154,517円	67,253.5km	225円.33銭	16,901,993円	67,302.0 km	251円.13銭	14,750,316 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計				140,177.9 km	61,347,455円						38,484,817円	139,407.8 km		35,700,413円	139,230.3 km		42,651,473円	139,355.7 km		35,845,916 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×マ'=ツ'	ツ'×みなし運行回数 ÷①計画運行回数 =ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ
山梨・静岡	3	0	10,640,258 円	14,281,136 円	10,640,258 円	10,640,258 円	10,640,258 円		10,640 千円	5,320.0 千円	26,525,591 円	21,205,591 円
	4	0	14,861,281 円	13,325,218 円	13,325,218 円	13,325,218 円	13,325,218 円	9518012 円	9,518 千円	4,759.0 千円	29,683,319 円	24,924,319 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		千円	千円	0 円	円
合計			25,501,539 円	27,606,354 円	23,965,476 円	23,965,476 円	23,965,476 円	9,518,012 円	20,158 千円	10,079 千円	56,208,910 円	46,129,910 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山梨・ 岡・ 静	3	0									
	4	0									
	0	0									
合計											

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
神奈川県 (小田原市)	富士急モビリティ(株)	3両	4,000
	計		4,000

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 富士急モビリティ株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山梨・静岡	12	小田原、下曽我經由小田原線	3、4	ノンステップ	スロープ板付	標準仕様	77	10.5	8 . 2	割賦

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額 (定率法) △×(0.5or0.4)=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
12	49,100,000			49,100,000	49,099,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	8	2,000,000 円	1,000	13,000,000
													円		
計	49,100,000			49,100,000	49,099,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000		2,000,000 千円	1,000	13,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ヘの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
2,000	1,000

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ク 名	申請 番 号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
		円	%	円	%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%	円	%		
合計		円	%	円	%	円	%	円	%		

2年目以降(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山梨・静岡	10	小田原、下曽我經由小田原線	3、4	6
山梨・静岡	11	小田原、下曽我經由小田原線	3、4	7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費		計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ) 夕の額=ラ		ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ		
10	15,000,000	10,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500	7,000,000
11	15,000,000	13,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500	10,000,000
												0
										円		
計	30,000,000	23,000,000	6,000,000		6,000,000	6,000,000	6,000,000		6,000	千円	3,000	17,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	テ	ア	ア×1/2=サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

地域公共交通計画（別紙）（案）における生産性向上の取組
新松田駅～西大友・第一生命～小田原駅（富士急モビリティ株式会社）

1 これまでの改善等に向けた取組

当該系統は、地域住民の通勤、通学、通院や買い物等の生活交通として利用されており、必要な路線である。
これまでも利用促進に向け次の取組を実施している。

- ・県西部都市圏バスマップの作成・配付（小田原市ほか県西地域1市8町）
- ・バスの乗り方教室の実施（事業者・小田原市）

2 今後の取組

- ・利用促進の実施（富士急モビリティ、小田原市）
- ・地球環境や利用者にやさしいEVバス導入による利用促進（富士急モビリティ）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（富士急モビリティ）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R8
運行回数(回/日)	8.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.5
路線キロ程(km)	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8
年間実車走行キロ(km) ※R8は年間計画実車走行キロ(km)	81,892.4	72,153.3	72,153.3	71,976.8	72,053.7	72,515.9
補助対象経常費用 A(千円) ※R8は見込額	28,051	26,241	24,528	26,880	30,588	31,484
経常収益 B(千円) ※R8は見込額	25,285	24,270	22,527	20,546	25,749	20,124
収支率 B÷A(%) ※R8は目標収支率 下記(2)参照	90.14	92.49	91.84	76.44	84.18	85.18
年間輸送人員 D(人) ※R8は目標年間輸送人員 下記(1)参照	72,235	63,611	63,750	70,546	78,810	82,000

(1) 目標年間輸送人員

- ①運行回数1回当たりの利用者を1人増やす

→1人×7.5回×365日=2,738人

- ②基準値

直近3年間（R4～R6）の年間輸送人員の平均値、またはR6の年間輸送人員と比較し高いものとする。

→71,035人（R4～R6平均）＜78,810人（R6年間輸送人員）

- ③R8目標年間輸送人員設定（①+②）

→2,738人+78,810人=81,548人

→百の単位を四捨五入、82,000人を目標値とする。

- ・設定理由

利用者、住民に分かりやすい目標とするため「運行回数1回当たりの利用者を増やす」という設定にした

(2) 目標収支率

- ①年間事業収支率を1%改善する

- ②基準値

直近3年間（R4～R6）の収支率の平均値またはR6収支率のいずれか大きいほうとする。

→84.15%（R4～R6平均）＜84.18%（R6収支率）

- ③R8目標収支率設定（①+②）

→84.18%+1%=85.18%

- ・設定理由

収支率が改善していくことにより、将来的に補助金額の圧縮が期待できることから目標収支率を設定した

（参考 補助金交付実績額の内訳

単位:千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
国	762.5	876.4	911.0	757.2	590.3

地域公共交通計画（別紙）（案）における生産性向上の取組
新松田駅～下曽我～小田原駅（富士急モビリティ株式会社）

1 これまでの改善等に向けた取組

当該系統は、地域住民の通勤、通学、通院や買い物等の生活交通として利用されており、必要な路線である。
これまでも利用促進に向け次の取組を実施している。

- ・県西部都市圏バスマップの作成・配付（小田原市ほか県西地域1市8町）
- ・バスの乗り方教室の実施（事業者・小田原市）

2 今後の取組

- ・利用促進の実施（富士急モビリティ、小田原市）
- ・地球環境や利用者にやさしいEVバス導入による利用促進（富士急モビリティ）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（富士急モビリティ）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R8
運行回数(回/日)	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
路線キロ程(km)	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
年間実車走行キロ(km) ※R8は年間計画実車走行キロ(km)	67,091.5	67,254.5	67,254.5	67,253.5	67,302.0	67,662.0
補助対象経常費用 A(千円) ※R8は見込額	22,981	24,459	22,862	25,116	28,570	29,376
経常収益 B(千円) ※R8は見込額	16,738	18,059	15,206	15,155	16,902	15,846
収支率 B÷A(%) ※R8は目標収支率 下記(2)参照	72.83	73.83	66.51	60.34	59.16	63.00
年間輸送人員 D(人) ※R8は目標年間輸送人員 下記(1)参照	45,434	41,355	45,249	52,305	59,130	61,000

(1) 目標年間輸送人員

- ①運行回数1回当たりの利用者を1人増やす

→1人×5.6回×365日=2,044人

- ②基準値

直近3年間（R4～R6）の年間輸送人員の平均値、またはR6の年間輸送人員と比較し高いものとする。

→52,228人（R4～R6平均）<59,130人（R6年間輸送人員）

- ③R8目標年間輸送人員設定（①+②）

→2,044人+59,130人=61,174人

→百の単位を四捨五入、61,000人を目標値とする。

- ・設定理由

利用者、住民に分かりやすい目標とするため「運行回数1回当たりの利用者を増やす」という設定にした

(2) 目標収支率

- ①年間事業収支率を1%改善する

- ②基準値

直近3年間（R4～R6）の収支率の平均値またはR6収支率のいずれか大きいほうとする。

→62.00%（R4～R6平均）>59.16%（R6収支率）

- ③R8目標収支率設定（①+②）

→62.00%+1%=63.00%

- ・設定理由

収支率が改善していくことにより、将来的に補助金額の圧縮が期待できることから目標収支率を設定した

(参考 補助金交付実績額の内訳

単位:千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
国	1,790.4	2,178.0	1,685.5	1,870.5	2,217.6

様式第1－5（日本工業規格A列4番）

事業者名	富士急モビリティ株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名) 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 湘南営業所	(責任者役職・氏名) 業務部 矢野 浩一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和6年度）

実態調査日 第1号 平成29年10月04日・平成30年4月18日 実施
第2号 平成29年10月11日・平成30年4月10日 実施
第3号 平成29年10月12日・平成30年4月19日 実施

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数+の平均賃率 × 日数		平均賃率 (F) (円)				平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)
																総適用日数						
3	小田原線	新松田駅	第一生命 西大友	小田原駅	12.8	7.5	78,810	4.2	331,002.0	25,358,217	72,053.7	308,981	82,282	25,749,480	40,070,503			68.07	5.1	38.2	有 無	
4	小田原線	新松田駅	下曽我駅	小田原駅	16.2	5.6	59,130	4.6	271,998.0	16,536,533	67,302.0	288,604	76,856	16,901,993	37,427,988			62.96	3.9	21.8	有 無	
																					有・無	
合計					29.0		137,940		603,000.0	41,894,750	139,355.7	597,585	159,138	42,651,473	77,498,491							

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- （但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。）
- なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位までで記載すること。
4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度（基準期間）中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
6. 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度（基準期間）の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
9. 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度（基準期間）に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
11. 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度（基準期間）中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
- （注）上記、記載要領中3. 以降において、前々年度（基準期間）とあるのは1. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

地域内フィーダー系統補助認定申請に関する提出書類一覧

- ① 地域公共交通計画認定申請書(様式1-1)
- ② 地域公共交通計画別紙
- ③ 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運行予定者
表1 添付資料(運行予定系統を示した地図・運行ダイヤ・運行回数根拠)
- ④ 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
表5 添付資料 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分がわかる地図
- ⑤ 地域公共交通計画記載箇所一覧表
計画書該当ページ抜粋

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

小生協第 号
令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	小田原市生活交通ネットワーク協議会
住 所	小田原市荻窪 300 番地
代 表 者 氏 名	会 長 吉 田 樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年 月 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本路線については、小田原市地域公共交通計画において、地域公共交通ネットワークを構成する広域路線に位置付けています。代替となる交通手段がなく、地域の重要な移動手段となっている広域路線については、国や県、市からの運行補助も含め、公民連携での路線維持を検討することとしています。

このため、本路線については、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の活用により、持続可能な運行を目指します。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業の目標について、次のとおり設定します。

事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員
箱根登山バス株式会社	石名坂線 (小田原駅～石名坂)	39,361 人

目標値の設定方法

小田原市地域公共交通計画で定める「目標 1－2 路線バスの年間利用者数の増加」に準じて設定

(小田原市地域公共交通計画 P72、89 参照)

(2) 事業の効果

当該路線を維持することで、地域住民の移動手段が確保されます。

また、定量的な事業目標を導入することにより収支改善を図るとともに、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できます。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施（事業者）
- ・県西部都市圏バスマップの作成・配布（小田原市ほか県西地域 1 市 8 町）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（事業者）
- ・地域との検討会において、路線バスの利用啓発を行うとともに地域が主体となり利用促進策を検討・実施（地域・小田原市）

(小田原市地域公共交通計画 P92、110 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「石名坂線」について、その運行に係る費用総額 20,202 千円から、運行収入 7,376 千円及び国庫補助金 2,723 千円、県補助金 2,723 千円を差し引いた差額分全額 7,380 千円を小田原市が補助することを見込んでいる。 ※なお、当該路線は、路線バスの転回スペースを確保するため、真鶴町にまたがって運行していることから、真鶴町の費用負担はありません。(真鶴町は地域公共交通計画未策定)
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・乗降調査（毎月・事業者報告）
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年 月 日 当協議会で承認
19. 利用者等の意見の反映状況

地域住民による移動手段の検討会（片浦地区まちづくり委員会福祉健康分科会ほか）として、令和6年5月26日及び8月17日、9月29日、令和7年3月9日に本補助路線を含む地域の公共交通について協議しましたが、本補助路線に関わる意見はありませんでした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）小田原市荻窪 300 番地

（所 属）小田原市都市部地域交通課

（氏 名）曾我・泉

（電 話）0465-33-1267

（e-mail）ma-koutsu@city.odawara.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小田原市 真鶴町	箱根登山バス(株)	(1) 石名坂線	小田原駅	根府川駅	石名坂	往 12.1 km 復 12.1 km	238回	1,190回			路線定期運行	①	小田原駅で補助対象 地域間幹線系統富士 急モビリティ(株)新松 田小田原線と接続	②
		(2)				往 km 復 km	日	回			※1 基準ハで該当する要件(別表7・9) ① 地域間幹線系統に接続するフィーダー系統であること ※2 基準ホで該当する要件(別表7) ② 既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に 基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの			
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小田原市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	23,972
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
小田原市地域公共交通計画	令和6年3月28日	—

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

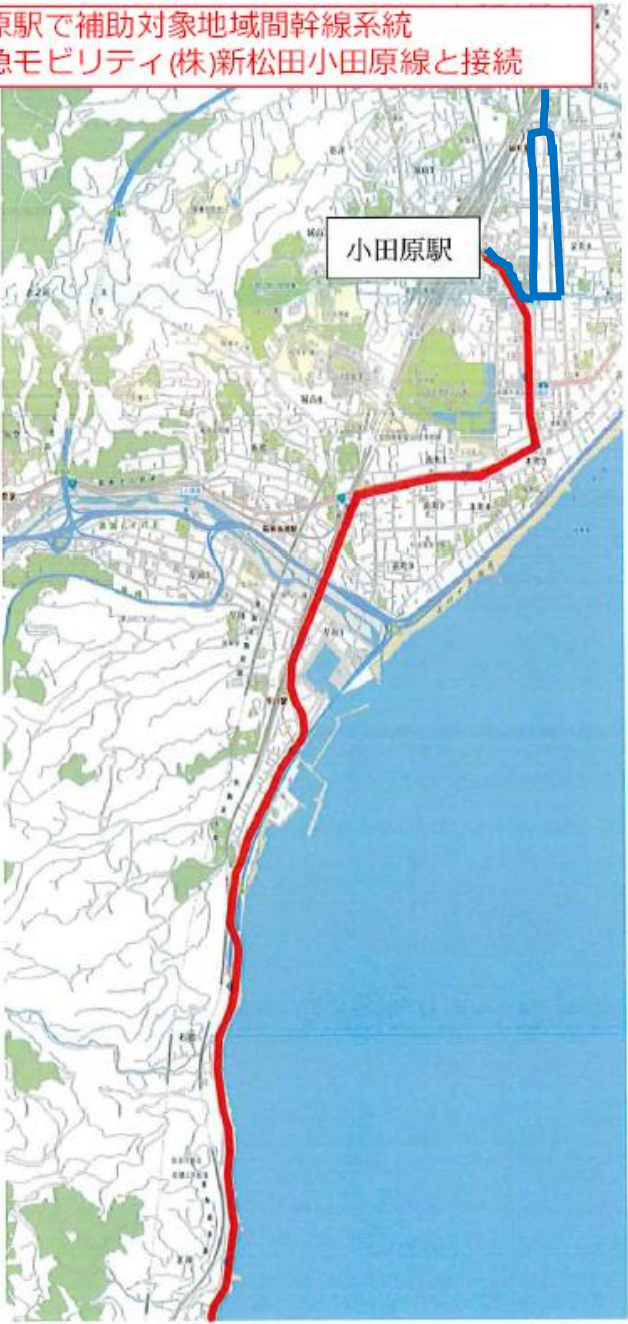
(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

路線図

	系統		キロ程	備考
①	小田原駅～石名坂	— (赤)	12.1 km	フィーダー系統申請
②	小田原駅～新松田駅	— (青)	16.2 km	別経由地キロ程 12.8 km 地域間幹線系統申請

小田原駅で補助対象地域間幹線系統
富士急モビリティ(株)新松田小田原線と接続



至 石名坂

至 小田原駅



石名坂

計画運行回数

1 計画運行回数 5.0 回

往路 5 便

復路 5 便

(1) 往路（小田原駅→石名坂）

箱根登山バス Hakone Tozan Bus		小田原駅東口バス停 通過予定時刻表		2024年4月1日改正
行先 時	平日 Weekday	土曜日 Saturday	日・祝日 Sun. & Holiday	
	根府川駅経由	根府川駅経由	根府川駅経由	
	石名坂	石名坂	石名坂	
	ISHINAZAKA	ISHINAZAKA	ISHINAZAKA	
6	① 43			
7	② 26			
8	③ 02	運行 いた しません	運行 いた しません	
9				
10				
11				
12				
13	④ 48			
14				
15	⑤ 12			
16				
17				
18				
19				
20				
21				

(2) 復路（石名坂→小田原駅）

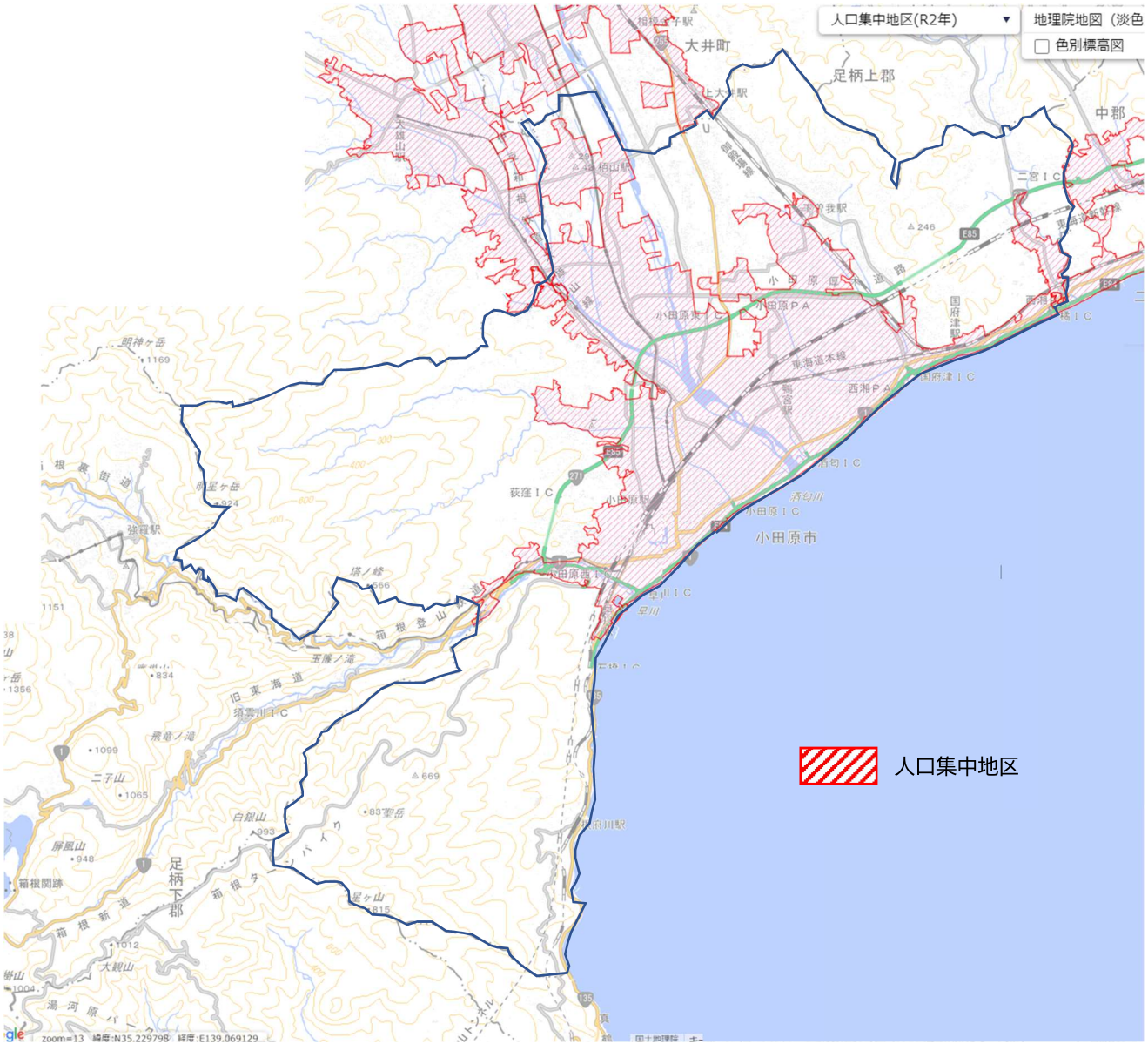
箱根登山バス Hakone Tozan Bus		石名坂バス停 通過予定時刻表		2022年4月4日改正
行先 時	平日 Weekday	土曜日 Saturday	日・祝日 Sun. & Holiday	
	小田原駅東口	小田原駅東口	小田原駅東口	
	ODAWARA Station	ODAWARA Station	ODAWARA Station	
6				
7	① 25			
8	② 08	運行 いた しません	運行 いた しません	
9				
10				
11				
12				
13				
14	④ 40			
15	⑤ 55			
16				
17				
18				
19				
20				
21				

石名坂線の運行日数・運行回数

表1 添付資料

		A		B		C = A - B		D		E = C × D	
	月間日数	土休日	平日	調整		運行日数		1日運行回数	月間運行回数		
R7年10月	31	9	22	0		22		5.0	110		
R7年11月	30	12	18	0		18		5.0	90		
R7年12月	31	8	23	△ 2	30日（火）,31日（水）は特別ダイヤ	21		5.0	105		
R8年01月	31	10	21	△ 2	1日（木）、2日（金）は特別ダイヤ	19		5.0	95		
R8年02月	28	10	18	0		18		5.0	90		
R8年03月	31	10	21	0		21		5.0	105		
R8年04月	30	9	21	0		21		5.0	105		
R8年05月	31	13	18	0		18		5.0	90		
R8年06月	30	8	22	0		22		5.0	110		
R8年07月	31	9	22	0		22		5.0	110		
R8年08月	31	11	20	△ 3	12日（水）、13日（木）、14日（金）は特別ダイヤ※10日（月）特別ダイヤになる場合有	17		5.0	85		
R8年09月	30	11	19	0		19		5.0	95		
計	365	120	245	△ 7		238			1,190		

小田原市人口集中地区



小田原市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
小田原市地域公共交通計画 88 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
小田原市地域公共交通計画 88 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
小田原市地域公共交通計画 89 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
小田原市市地域公共交通計画 89 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第 17 条第 1 項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

5-4 計画の目標

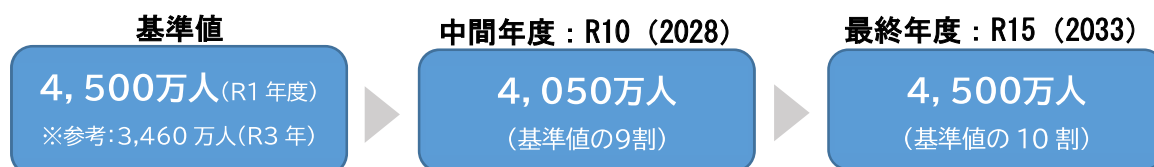
基本方針に基づき、3つの目標を設定します。

目標1 ▶ 公共交通の維持・向上

公共交通の維持・向上に向けて、公共交通利用者数の増加を目指します。

1-1 鉄道の年間利用者数（市内17駅※計、新幹線を除く）の増加

鉄道を維持するため、年間利用者数の増加を目指します。指標については、新型コロナウイルス感染症の拡大前である令和元(2019)年度を基準とし、令和3(2021)年度は約8割であるため、令和10(2028)年度（中間年度）で基準値の9割、令和15(2033)年度（最終年度）で基準値の10割を目標とします。※根府川駅は年間利用者数が非公表であるため、17駅の合計とします。



1-2 路線バスの年間利用者数（市内路線バス）の増加

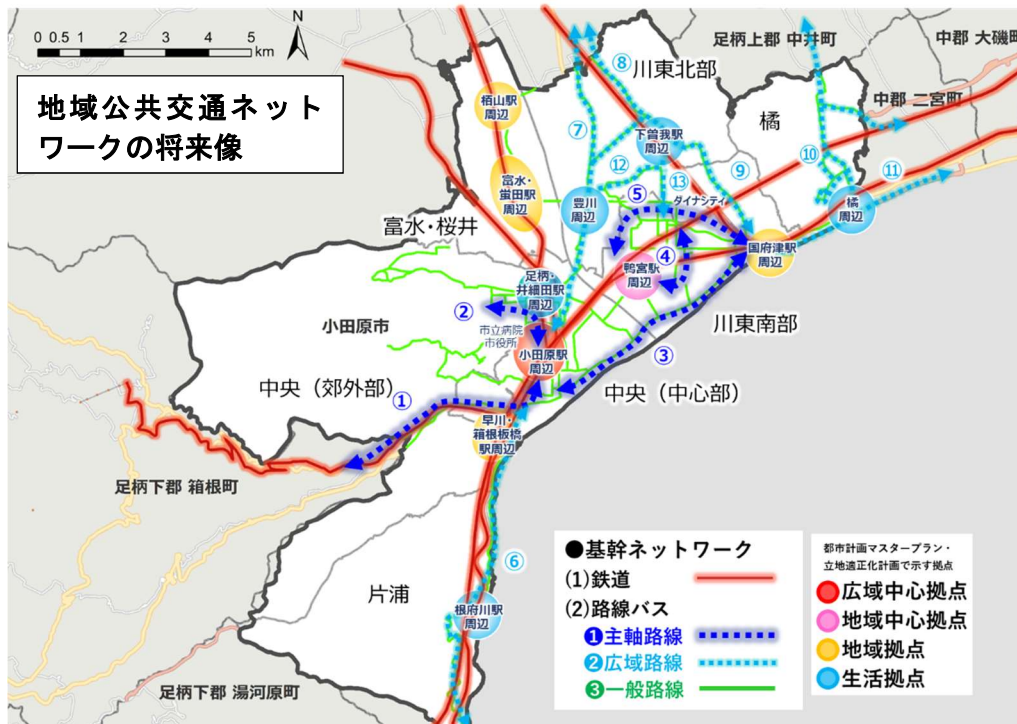
路線バスを維持するため、年間利用者数の増加を目指します。指標については、新型コロナウイルス感染症の拡大前である令和元(2019)年度を基準とし、令和3(2021)年度は約7割であるため、令和10(2028)年度（中間年度）で基準値の9割、令和15(2033)年度（最終年度）で基準値の10割を目標とします。



③一般路線の維持（施策 No. 5）

一般路線については、他の路線同様に地域の重要な移動手段であることから、国の補助の活用も踏まえ、引き続き路線の維持に努めます。

実施主体（●：主体的に実施、○：主体と連携し実施）		実施スケジュール（年度）									
交通事業者	市	R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
●	○	随時実施									



●地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統、地域内フィーダー系統補助）について

■対象路線の位置付け、事業の必要性

代替となる交通手段がなく、地域の重要な移動手段となっている広域路線については国や県、市からの運行補助も含め、公民連携での路線維持を検討します。次の3路線については交通事業者の経営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の地域公共交通確保維持事業（幹線、フィーダー補助）の活用により持続可能な運行を目指します。

（国）地域公共交通確保維持費補助金（地域間幹線系統補助）

対象路線	位置付け	役割	確保維持策
⑦ 小田原駅～西大友～新松田駅	広域路線	小田原駅から西大友を経由し市外への広域移動を担う	（国）地域間幹線系統確保維持費補助金を活用
⑧ 小田原駅～下曽我駅～新松田駅	広域路線	小田原駅から下曽我を経由し市外への広域移動を担う	（国）地域間幹線系統確保維持費補助金を活用

（国）地域公共交通確保維持費補助金（地域内フィーダー系統補助）

対象路線	位置付け	役割	対象事業
⑥ 小田原駅～石名坂	広域路線	片浦地域を運行し、広域中心拠点や地域拠点を繋ぐ	（国）地域内フィーダー系統確保維持費補助金を活用

■補助系統に係る事業及び実施主体の概要

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域間幹線系統補助）

対象路線（起点、経由地、終点）		事業許可区分	運行態様	実施主体
⑦	小田原駅～西大友～新松田駅	4条乗合	路線定期運行	富士急モビリティ株式会社
⑧	小田原駅～下曾我～新松田駅	4条乗合	路線定期運行	富士急モビリティ株式会社

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域内フィーダー系統補助）

対象路線（起点、経由地、終点）		事業許可区分	運行態様	実施主体
⑥	小田原駅～石名坂	4条乗合	路線定期運行	箱根登山バス株式会社

■定量的な目標と評価手法

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域間幹線系統補助）

対象路線		目標	データ取得方法	現況値 (R4年度) ※
⑦	小田原駅～西大友～新松田駅	年間利用者数	事業者保有データより毎年整理	63,750 人/年
⑧	小田原駅～下曾我～新松田駅	年間利用者数	事業者保有データより毎年整理	45,249 人/年

※⑦利用者数：新松田駅-西大井-小田原駅、新松田駅-第一生命新大井事務所-小田原駅

R3. 10. 1～R4. 9. 30 合計値

※⑧利用者数：新松田駅-下曾我駅-小田原駅の R3. 10. 1～R4. 9. 30 合計値

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域内フィーダー系統補助）

対象路線		目標	データ取得方法	現況値 (R4年度) ※
⑥	小田原駅～石名坂	年間利用者数	事業者保有データより毎年整理	47,490 人/年

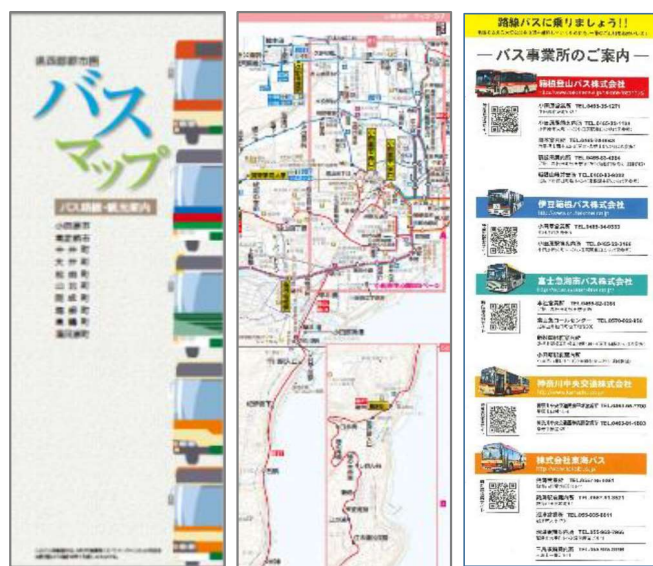
※⑥利用者数：小田原駅-石名坂の R4. 4. 1～R5. 3. 31 合計値

■⑥小田原駅～石名坂の取り扱いについて

当該路線は真鶴町に跨っていますが、転回スペースの確保のためによるものであり、真鶴町は費用負担をしていません（真鶴町は地域公共交通計画未策定）。

バスマップの作成・配布（施策 No.10）

市内を含む県西地域を運行する全ての路線バスを掲載するとともに、バス事業者各社の時刻表検索のQRコードを掲載するなど、分かりやすく利用しやすいバスマップを作成し、配布します。



県西部都市圏バスマップ(令和4 (2022)年3月発行版)

実施主体（●：主体的に実施、○：主体と連携し実施）		実施スケジュール（年度）									
市	交通事業者	R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
●	○	実施									

■ 1-5 脱炭素社会を見据えた移動手段導入の推進

EVバス・EVタクシー等の導入（施策 No.11）

脱炭素社会の実現を見据え、EVバス・EVタクシーなど、二酸化炭素を排出しない車両の導入を推進します。



EVバス（富士急モビリティ）



EVタクシー（箱根モビリティサービス）

実施主体（●：主体的に実施、○：主体と連携し実施）		実施スケジュール（年度）									
交通事業者	市	R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
●	○	随時実施									

■ 3－3 案内の改善・充実

路線情報、運行情報等の提供の充実（施策 N○.21）

各事業者が導入しているバスロケーションシステムにより、渋滞や車内の混雑状況などの運行情報を提供することで、引き続き、利用者の利便性向上に努めます。

また、小田原駅では、東口と西口からそれぞれ路線バスが運行しており、初めて来訪された方には、バスのりばや行先が分かりにくい状況となっています。

令和元(2019)年度に小田原駅東西自由連絡通路等の情報案内板整備を実施し、二か国語表記への統一やピクトグラムを設置、東口西口バス停全体表示への変更などを行っており、引き続き、誰もが分かりやすい情報案内について検討します。



箱根登山バス バスロケーションシステム



表示板

表示内容

のりば Bus Stop	方面 Direction	系統 Route No.	先発 1st.	次発 2nd.	現在時刻 15:13	運行 Operator
1 沼津港方面 Numazu Port		沼13 沼津港（本町経由） Numazu Port 'Honchoj'			15:30	伊豆箱根バス
		N44 沼津港・びゅうお（千本浜公園経由） Numazu-ko 'Sembonhama Koenj'			15:50	伊豆箱根バス
2 橋入通・下巻渡方面 Ganyusdo / Shimokanuki		N39 牛臥・柿原循環（我入道経由） Ushibuse Kakhara Loop			15:15	伊豆箱根バス
		N32 下巻渡循環（木の宮経由） Shimokanuki Loop 'Kinomiyaj'			15:40	伊豆箱根バス
3 西浦・伊豆長岡駅方面 Nishikura / Izunagaoka Sta.		沼73 伊豆長岡駅（御用邸・静浦経由） Nagaoka Sta. 'Goyotei - Shizuuraj'			15:15	伊豆箱根バス
		N21 江梨（一貫校入口、河内経由） Enashi			15:25	伊豆箱根バス
4 大平方面 Ohira		N71 大平 Ohira			15:20	伊豆箱根バス
		N71 大平 Ohira			15:40	伊豆箱根バス
5 清水町方面 Shimizucho		三07 三島駅（旧道経由） Mishima Sta. 'Kyudouj'			15:30	伊豆箱根バス
		N15 三島駅（柿田、サントムーン経由） Mishima Sta. 'Kakita'			15:40	伊豆箱根バス
6 大岡方面 Ooka		沼51 三島駅（西島病院・大岡駅経由） Mishima Sta. 'Nishijima-byoin - Ooka Sta.'			15:15	伊豆箱根バス
		沼55 大岡循環東まわり（西島病院経由） Ooka Roop (Eastward) 'Nishijima-byoinj'			15:30	伊豆箱根バス
7 門前・免許センター方面 Kakita / Driver's License Center		752 沼津ゴルフ場（宮下経由） Numazu-Golf-Course (Miyashita)			15:20	伊豆箱根バス
		732 東部運転免許センター（生楽町・高尾台経由） Toubu-Driver's-Licence-Center (Syoei-Cho - Takaodai)			15:30	伊豆箱根バス
8 さらばーと・市立病院方面 LaLaport / City Hospital		815 東平沼（江原公園・さらばーと沼津・沼津市立病院経由） Higashi-Hiranuma (Ebara-Park - Numazu-City-Hospital)			15:30	伊豆箱根バス
		823 沼津市立病院（本町・新沼田・さらばーと沼津経由） Numazu-City-Hospital (Hondamachi - LaLaport-Numazu)			15:45	伊豆箱根バス
9 片浜・原方面 Katahama/Hara		943 東田子浦駅（大瀬・片浜・原・桃里経由） Higashi-Tagonoura Sta (Ozuwa - Momozato)			15:30	伊豆箱根バス
		944 片浜駅（西高入口・大瀬・片浜経由） Katahama Sta (Nishiko Iriguchi - Ozuwa)			16:05	伊豆箱根バス

沼津駅南口路線バスデジタルサイネージ（出典：沼津市 HP）

実施主体（●：主体的に実施、○：主体と連携し実施）		実施スケジュール（年度）										
交通事業者	市	R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
●	●	バスロケーションシステム等による運行情報案内										
		実施										
		デジタルサイネージ等、誰もが分かりやすい情報案内の研究・検討										
		研究・協議・			検討・協議			実施				

バスマップの作成・配布（再掲）（施策 N○.10再）

1－4 公共交通の利用促進策に記載

自動運転に関する取組について

1 自動運転に関する取組の経緯

- ・小田原市地域公共交通計画において、公共交通の維持・確保、移動支援の導入に当たっては、A I や自動運転など新たな技術の活用を検討することとしている。
- ・県に対し、自動運転の実証事業実施に向けた支援要請を行ったところ、令和6年度の県西地域活性化プロジェクトの中で、本市での実証事業実施に向け検討を進めることとなった。
- ・一方、本田技術研究所より、自社の小型車両による自動運転の実証事業フィールドを探しており、地形や道路条件が多様な本市の公道での実施について相談を受けた。
- ・このことから、県、本田技術研究所と3者で実証事業の実施に向けて取組むため、県が県西地域自動運転バス導入研究会を組織（令和6年12月26日）するとともに協定を締結（令和7年3月31日）。

2 県・市・本田技術研究所による協定締結

（1）協定の目的

相互に協力して技術実証実験を行うことにより、自動運転技術の進化を図り、都市における交通課題の解決に向けた自動運転の実用化を目指すため。

（2）三者の取組内容

協定締結者	取組内容
神奈川県	・技術実証実験の実施に必要な総合調整
小田原市	・交通課題の解決に必要な検討及び関係者との調整 ・技術実証実験の実施に必要な地元調整及び環境の提供
株式会社 本田技術研究所	・交通課題の解決に向けた知見の提供 ・技術実証実験の実施

（3）協定期間

令和7年3月31日から令和13年3月31日まで



協定締結式（令和7年3月31日）の様子

3 今後の予定

- ・走行ルートについて関係者と協議。
- ・令和7年度中の実証実験の開始を目指す。